

原子力損害賠償支援機構

第10回運営委員会

平成24年2月29日

原子力損害賠償支援機構

午後3時00分 開会

○下河辺委員長 それでは、定刻となりましたので、運営委員会をこれから始めたいと思います。

本日はお忙しいところ、また、雪模様の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうは第9回の運営委員会ということになります。よろしくお願いします。

本日、[]は海外出張ということでご欠席でございました。また、[]が所用で少し遅れられてご出席の予定でございます。[]は到着がちょっと遅れられているということでございますので、間もなくお見えになると思います。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に記載のとおり、2番目、「総合特別事業計画」の骨子についてお諮りをいたしたいと思います。

きょうは、お手元に本日2月29日付けの総合特別事業計画のポイント並びに「総合特別事業計画」骨子（案）をお配りしてございます。本日は大分内容を書き込んであります本日付けの骨子案について説明を受けた上で、ご出席の委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

それでは、[]からご説明をお願いします。

○[] 骨子案に入る前に全体の俯瞰と、どんな論点があるかというのをごらんいただくために、A3の「総合特別事業計画ポイント」という一枚紙をごらんいただきたいと思います。資料の性質上、きょうお配りしている紙はまた席上回収をするものがほとんどでございますが、お許しいただきたいと思います。

まず、特別事業計画の日程でございます。紛争審査会で対物賠償あるいは特別慰謝料、自主避難の延長、こういうものが出てくるという情報がございまして、これが3月8日ぐらいに出てくると言っていたのですが、16日にずれ込んでおります。そういたしますと、東電の申請が出てくるのが次の週の火曜日ぐらいだとすると、ごらんいただくような日程になると。ただ、これとは別に、前回ご説明したように、消費税法案とかいろいろな可能性があるのですが、最悪の場合には、運営委員会の議決は月内にどうしてもお願いしたいと思いますが、枝野大臣の認定プロセスは1週間ぐらい後ろ倒しになることもあり得ると考えております。

もしそういうふうになるとすると、各金融機関が3月末で終期がくる融資について、計画が認定されていないのに、引き続き続けてほしいという話をお願いして回らないといけないのですが、そのタイミングが3月の中旬ぐらいでございます。したがって、それも念頭に置いて対応すると。だから、基本はここに書いてあるような日程でやりますが、場合によってはもうち

よっと懷をもって対応できるように準備だけするというところをご理解いただきたいと思います。

それから、第2に主要論点でございます。まず経営体制については、個別名での会長の人事、それから、報道されています議決権の比率、取締役会の構成、外部と内部の構成が何対何か、以下、内部役員の人事、経営責任の示し方、こういうものが全体新経営体制ということでパッケージになると思っております。したがって、この一部だけ決まるということではなくて、3月末までに決まる過程でそれぞれのパーツを含んだ全体のパッケージが決まるということでございます。ここは見極めがついた時点で運営委員会にお諮りしたいと思っております。

第2番目に、合理化の深掘りにつきましては、月曜日に経営改革委員会を機構と東電のトップでいたしました。今後、事務的な詰めをまいります。ポイントはそこに書いた4つでございます。1つは2.6兆/10年間の合理化パッケージをどのぐらい上乗せできるかということでございます。数字は総合計画まで秘ということにいたしますが、数千億円ぐらいの上乗せを目指すということでやっております。

それから、不動産の売却の加速。これは東新ビルの売却も含みますが、基本的に来年度中に8割方は売却するという方針に前倒しをすることで、これは東電側と合意をいたしました。

3番目に、関係会社あるいは[]のような、50%はいていないけれども、非常に大きな取引先の密接な連携を有する会社のコストカットをもう一段やろうということで、例えば[]を取り上げて集中的に第三者のデューデューリを入れてコスト構造の分析もすると。すなわち、構造面まで踏み込んだ合理化の推進を始めるということでも内々の合意をいたしました。これはこれからやっております。すべての会社を一度にやるのは難しいので、とりあえずは集中的に、[]をやるということでございます。

4番目に、年金削減に向けた理解促進については、総獲得数3分の2のうち、現在はまだ40%にとどまっておりますので、とにかくムチをあててやってくれというお願いを委員長からされております。

第3番目に、総合計画の今回の一つの目玉は料金改定の関係でございます。今回の総合計画は嫌でも料金改定率の扱いがある種料金改定プロセスの前哨戦になってしまうということだと思っております。したがって、コスト構造、あるいは、何を切ったかという削減の具体的内容、これは前回の委員会で[]からもお話ございましたけれども、できる限り詳しく開示するという基本方針でやりたいと思っております。場合によっては大臣レベルも含めてやると。

それから、自由化料金については4月に遡及して改定するというところ。これはまだ東電は

「反映します」とだけ言っていて、遡及という話を言っておりませんが、明示的に4月に遡及して改定するという総合計画の中でコミットしていただこうと思っています。

その下の※で書いたところは実は頭の痛い点でございまして、総合計画が3月末に認定されると。料金の改定申請が出ると。実際、料金改定は7月ないし9月になっていくと思いますが、その前に6月賞与をもらっている絵が出るというのは、この間の自由化料金の時の議論からみても、賞与をとっていいのかどうかというのは嫌でも出ざるを得ないと思います。ただ、これは50%カットした後の賞与だし、現場のことも考えれば出してあげたいということなのですから、一方、料金査定の中で賞与を切ってしまうようなことになると、3年間賞与を出せなくなってしまうので、そうなるとそれこそ現場のモラルは大きく低下いたしますので、この賞与をどういうふうに扱うかというのは非常に大きな課題の一つであると認識しております。

それから、第4番目に廃炉コスト。これにつきましては、後ほど資料でご説明をいたしますが、去年の夏にはデューディリの委員会で1.15兆円と、1兆1,500億円というのがあったのですが、今回はそれよりもさらに詳しい数字をつくろうとしても、例のロードマップにこの時点でホールドポイントがある、この時点でホールドポイントがあるという線表がございまして。きょう持ってきておりますので、後でご説明いたします。

したがって、コスト見積りのロードマップみたいなものまではある程度つくれますが、どの時点で幾らコストがかかるかということは、今回は多分踏み込みにくいと思います。もう一つは、今後コストが膨張していくリスクから遮断するための法的仕組みの目出しを今回どうやれるかというのが一つの焦点でございまして。

それから、5) 賠償コストでございまして。これも後ほどご説明いたしますが、例の2年間にわたる場合には4.5兆円という試算がございましたけれども、これを今回どういうふうに変えたらいいのかというのもご議論いただきたいポイントでございまして。

6番目の事業改革は、きょう配る骨子にもございますけれども、わかりやすい新しい東電の方向性ということで、環境変化に応じたビジネスモデルの転換、それを具現化する燃料・火力、送配電、小売り部門で、時系列的にはどういうふうにするかという話がポイントになろうかと思っています。

それから、7番目の組織体改革・経営責任は、「ゼロからの再出発」という覚悟を持って経営責任を明確化する。新体制の下で、組織・人事・ガバナンス等の改革をするということで、その下の方針①から④に書いたような話が具体的に入ってくると思います。これについても、ここはこういうふうには押さえるという話があれば、ぜひきょうご意見をいただきたいと思いま

す。

それから、8番目に金融機関と株主の協力、これについても、特に金融機関の協力が足りないのではないとか、株主の協力が足りないのではないかという声は必然的に出てくると思います。金融機関とは、後ほど■■■■のほうからご説明いたしますが、担保の設定の仕方等でまだ調整が続いておりますし、生保・地銀の扱いについてもまだ調整途中でございます。

一方、株主の責任につきましては、単に議決権の希釈化というだけではなくて、ある程度計算していくと社債が出るまで、あるいは、今回の収支計画のタームである10年間は配当することがなかなか難しいということであれば、相当踏み込んだ表現で無配の期間を書いてしまうというのも一案だと思いますが、一方でこれは株価にも影響を与える話なので、この点についてもご意見をいただけたら幸いです。

あと、収支計画における料金改定率、原発再稼働の前提の置き方、こういうものも全体にかかわってくる話でございます。

とりあえずポイントについては以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

こちらの詳細版のほうは特によろしいですか。

○■■■■ 先にいってよろしければご説明いたします。

○下河辺委員長 では、この時点で。

今、■■■■のほうからざっとリファアーしていただきましたポイントですね、大きな項目が全部列挙してありますけれども、この限りにおいて何かご質問なりご意見ございますでしょうか。

■■■■ どうぞ。

○■■■■ 大体流れは理解します。ただ、一つ気になるのが、2)の合理化の深掘りという項目につきまして、■■■■に対して第三者デューディリを開始と書いてある点です。前に第三者委員会で、東電に対してデューディリを行いました、それは当事者だったからデューディリできたと思うのです。そういう意味では、東電は■■■■の支配的株主ではありませんが、当然ながら東電そのものではありません。デューディリをするなど申し上げているのではなくて、もし行うとするのであれば、支配株主としてではなく、東電の大口取引先として、ビジネスの観点から見るという形で行うのであれば、外部から見ても理屈が通るのではないのでしょうか。デューディリと記載しますと、法的な裏づけについてもやや問題になりかねない可能性も否定できません。外部から見て越権行為ではないような建付けをする必要があるのでは

ないかと思いますが、いかがですか。

○ ■■■■■ その点はおっしゃるとおりで気をつけなくてはいけないと思いますが、今のところは協力的にやっていただけるというふうに理解しています。もし仮にもめる場合には、株式比率も含めて考えなければいけない場面が出てくるかもしれませんが、その話まではまだ至らないと思います。

○ ということではなくて、 は上場しているということがポイントです。上場している会社を買うとかいうのであればデューディリもあり得ますけれども、そうではない場合に機構がデューディリするというのはマーケットからみても通常の形には映らないと思います。機構が越権行為をしているとなると問題が複雑化しますので、あくまでもビジネスの取引先として振舞うというのが良いのではないのでしょうか。 において東電は、最大のビジネスの取引先ですよね、取引先としてそういうことを求めるというのは普通にあると思います。株主であるからということではなく、そういう建てつけにするほうが、外部からの理解を得やすいと思います。

○ ■■■■■ そこは気をつけてやりたいと思います。「デューディリ」と書くとそういうハレーションを持つのですが、中立的な人の目も入れて合理化策について検討しようというところで、自主的に■■■■■も乗ってくるということであれば、それはできる話だと思いますので。

○ [] ですから、実行性そのものということではなく、外部に対する見せ方について申し上げております。少し丁寧にしたほうがよいのでは、ということでございます。

○ はい、わかりました。

○ 補足しますけれども、おっしゃったとおりで、基本的には取引先として価格が高いのではないかと。それが適正であるならばちゃんとその点を証明してくれみたいなことを言って、彼らが自発的にDD的なこと、自分で第三者を雇って等々のことをすると、それを基本的には考えています。それ以上いかない場合はまた別の手を考えるかもしれませんが、表向きはそういう形で考えています。

○下河辺委員長　よろしいですか。

○ はい。

○ XXXXXXXXXX この株主責任のところで、議決権の希釈と、少なくとも10年間無配とあるのですが、ここは悩ましいところですね。10年と入れるのは。10年と入れるというのは、10年後は約束するような感じもしないわけではないし。10年という数字を設定するほどの根拠もないし。どういう表現がいいのでしょうかね。ちょっと悩ましいなという印象です。

○ [] すみません、この紙自体で、これでそのままスポッと入れるのではなくて、ある程度議論していただくたたき台なので、おっしゃるように書き方をどうするかというのは注意深くやりたいと思います。

○ 下河辺委員長 よろしいですね。

ほかにご意見、ご質問は。よろしいですか、[]

○ [] あと具体的にまた中身のところで……。

○ 下河辺委員長 ミスプリではないのかどうか確認ですけれども、右ページの下から3行目、

「・生保・地銀は」と書いてあるのは、TBではなくて地銀でいいわけですか。

○ [] これは信託銀行のミスプリでございます。失礼いたしました。申しわけございません。

○ [] その2つ下の「原発再稼働の前提の置き方」ですよね。「体」ではなくて、「前提」ですね。

○ [] そういう意味で一点だけ。

○ 下河辺委員長 どうぞ、[]

○ [] 中身のところでまたお話ししようかと思ったのですが、簡単にポイントだけまず言っておきます。料金改定との関係で世間的にいろいろ注目を浴びるのは、平均何パーセント上がるのかというもので、結局どこからどこに、分母と分子が何なのかというのは明らかにしないといけないのだろうと。そこだけが一人歩きするのではないかというのが一点ですね。

それから、廃炉コストとか賠償コストについては、もちろん不確定な部分が多いので、全部数字を計上するのは困難だとは思いますが、少なくとも政府でなければ、要するにこの計画で東電と機構だけでは決められないものとそうでないものということについて、つまり東電がやる気になればできるものについては明確に区別しておくべきではないかと。

また細かく話しますけれども、例えばデブリのところもそうなのですが、基本的にコストを低くするという方針でやるのであればできることはいろいろあると思っていて、全部完璧にやれるまで見積もれないというなら、そのとおりなのですが、必ずしもそういうわけではないというのは後でまたお話ししたいと思います。それが2つ目。

3つ目は、よく出てくる「アライアンス」という言葉が非常に不明確だと思います。例えば、個別の名前を出した高経年化の火力について、売却する場合はアライアンスとは呼ばないだろうと思いますし、この言葉をいろいろな意味で使うのはよくないので、この「アライアンス」という言葉の意味というか、定義をきちっとしておかないと、一般国民にこういう横文字をあ

まり使うと何を言っているのかわからなくなってしまうのではないかと思いますので、定義ははっきりさせる必要があるだろうと。

それから、組織体改革・経営責任のところでは、社内カンパニー制度の移行というのは、普通に考えれば当たり前のことみたいに聞こえてしまうので、もう少し敷衍して言うと、何を目指すのかということを書きつつ書かないといけないだろうと思っています。

また後で個別にお話をしたいと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

そのほか、特にポイントペーパーについてはよろしいですか。

それでは、もう一つの詳細版の骨子（案）の内容については、[REDACTED]のほうからお願いいたします。

○[REDACTED] それでは、お手元にございます骨子（案）ということで、「資料3」と右上に書いてあるかと思いますが、ワードの紙でございます。これは、前々回に一回粗々なものをお見せして、その後いろいろ書き換えをしたり、一部新しく書いたりしているものがございすので、そういったものを中心に簡潔にご説明を差し上げたいと思います。

まず目次でございますが、1ページ目から2ページ目にかけて、ここは基本的に前回と構造は変わっておりません。1. で今の置かれている状況など、計画策定にあたっての前提のようなものを書いております。それから、2. で改革の道筋というか、筋道を書いていす。それから、3. で損害賠償の関係、あるいは、（1）の④のところで廃炉関係の話も位置づけようとしております。

それから、2ページ目でございますが、4番として事業運営ということで、（2）でコスト削減のお話とか、電気事業そのものの見直しが（3）で事業改革として書いております。それから、こういったことを実現していくための意識とか、あるいは、意識改革をするための組織改革を、（4）として位置づけております。それから、それを支える財務基盤ということで、金融機関への要請とか機構の趣旨等々について書き、最後に、④として需給と収支の見通しということで、ここで料金の話も含めて触れようと考えております。

それから、経営責任の明確化、出資者としてのガバナンスのあり方、このあたり（6）、（7）は現時点で記載はまだ用意できておりませんが、位置づけとしてはそういうことを考えております。それから、5番、6番と典型的なものを書かせていただくということかなと思っております。

ページをめくっていただきまして、3ページ以降は計画の前提ということで、国民の信頼の

回復に向けて、今どういう立ち位置にいるのかということを書いているのが3ページ目から4ページ目上にかけてでございます。今まで各委員からいただきましたご指摘なども踏まえながら、少し書き足しなどをしております。

それから、ページをめくっていただきまして、4ページ目でございますけれども、(2)で緊急特別事業計画による取組ということで、去年の秋つくったものについては、喫緊の課題である賠償を早く立ち上げるという観点で、「親身・親切」の賠償、あるいは、経営の合理というものを柱に計画をつくったという経緯を書いております。

それから、現在、東電が直面するということで(3)として書いて思いますが、まず何よりも財務基盤を強化しないと、賠償・廃止措置あるいは安定供給の責任を全うすることができないといったことを、4ページから5ページにかけて書かせていただいております。

それから、②として、電気事業そのものの環境も大きく変化しておりますので、その上でいろいろな課題を抱えているということでございますので、そういう状況を簡単に書かせていただいております。一方で、東電が持っている経営資源を有効に活用していくという視点もあろうかと思っておりますので、そういったことを書かせていただいております。

それから、意識改革として、先日ご紹介いたしました、今の社員の意識を踏まえて、問題点であるとか、これから変えていかなければいけない部分について、ここで簡単に触れた上で、6ページ目の2.で、改革の道筋ということで「新しい東電の方向性」、この部分は、東京電力のほうに、どういう言葉をこれから社員一同で共有して目指していくのかというのは、自分たちの案をつくるように依頼しております。今まだそれがきておりませんので、仮置きでここに置かせていただいております。それがきて、事務ベースで調整が済みましたら、またご議論いただければと思っております。

こういう方向性に向けて改革実施のスケジュールということで、6ページ目の下から1、2、3と、「改革導入期間」が来年の6月にかけて。それから、来年の6月以降、改革を実際の行動に移すものが多うございますけれども、「改革実行期間」、この中で社債市場への復帰も目指していくと。そういう市場への復帰、自律ができるような状況になって以降の「改革展開期間」という形で、ノペタンとやるのではなくて、メリハリをつけた形で改革を進めていくというふうに位置づけてはどうかと考えております。

それから、8ページ以降は、一点新しく書き加えたところがございますので、ご説明申し上げます。④という部分でございますけれども、廃炉に関しての記述でございます。先日
からも、額がわからないにしても、なぜ今わからないのか、いつごろどういったものがわか

るのかということはきちっと明らかにしたほうがいいのではないかというご指摘もございましたので、そういったご指摘も踏まえてここで書かせていただいております。

もともとこの委員会報告は、秋に出されましたタスクフォースの第三者委員会の報告では、1兆1,500億円という試算が、会計とは関係ない、あくまでも試算ということで出されておりましたが、実際に会計上の取扱いとしては、2つ目の○にございますように、東電としては安定化費用としてこれまでに3,000億強、中長期的課題、いわゆる廃止措置対応として4,000億強、それから、最後の解体に絡む費用として資産除去債務が1,800億強、累計で9,000億程度の引当を行っている。

それから、収支計画のほうでも、これからの費用として計上しようとしておりますが、いわゆる福島の現場で働く安定維持・廃止措置に必要な外注事業者の方々への委託費等々の経常的費用なども見込んでおります。これが恐らく毎年四、五百億となろうかと思っております。今既に計上しているものとしても1兆を超える、あるいは、計画の中で織り込むものとしても1兆を超えるような規模感になっているという状況でございます。

ただ、ご存じのように、炉の中の燃料の状況がまだわからないということでございますので、今後膨らんでくるコストが見込まれるというのが、その次のただし書のところで書いて話でございます。

資料として、次の紙として、A3のカラーの廃炉のロードマップをご参照いただければと思います。これは、廃炉に関するプロセスが書いてある、年末に東電と政府がまとめたものですが、特に費用という意味では燃料デブリの取り出しと解体／処理・処分ということでございますので、A3の資料の2ページ目をごらんいただければと思います。簡単にプロセスを言いますと、HPという赤い丸をしてあるところが幾つかあると思います。この辺がポイントになってくるものなのかなと考えております。

2ページ目の上段のほうをごらんいただきますと、HP3-1というところがあります。このあたり、2016年度あたりで、格納容器の底が抜けたのではないかとと言われておりますけれども、こういう下部の補修をする関係で、ある程度その下部の状況がこのあたりでわかってくるだろうと。

その後、斜め右下に目を移していただいて、HP3-2、格納容器内の調査をするのが2017年度から18年度にかけて。そのまま横にいつていただきまして、HP（ホールドポイント）3-4で、炉内の調査が2020年度から21年度。それから、そのすぐ右横でございますけれども、ホールドポイントの、燃料デブリの取り出し方法の確定をここですというのが2021年度というふ

うになっております。

それから、その右斜め下でございますけれども、HP3-6ということで、今から20年ないしは25年後あたりでデブリの処理・処分方法の決定がなされるということになっております。

それから、解体／処理・処分についての話がその下段になりますけれども、ポイントで申しますと、HP4-1というのが右下のほうにあるかと思います。ここで解体・除染工法の確定がなされると。それから、その下でございますけれども、HP5-3で、赤字で書かれておりますように廃棄体仕様・製造方法の確定をしていくと。

そういう幾つかのポイントが年度展開でなされておりますので、費用計上、費用の認識としては、そういったプロセスに従ってできてくるのではないかとということで、骨子のほう、ワードに戻っていただきまして、ここは今は骨子でございますので、項目だけでございますけれども、8ページの下にありますように、燃料デブリの取り出し関連費用として、コンテナの建設費用とか、取り出しにかかる費用、あるいは、収納缶のコスト、貯蔵あるいは処理・処分の費用が、今ごらんいただきましたようなプロセスに応じて、こういった年代で次第にわかってくるのではないかとということで書かせていただいております。同様に、解体／処理・処分費用についても同じような考え方でこのような記述をしてはどうかということでございます。

こういう不確定な要素があるという状況ですが、いずれにしましても計画的かつ前倒しの廃止措置を実行していくという観点で、ページをめくっていただいて、特に資金的、心理的な制約がこれまでのところあったという話も聞こえてきておりますので、しっかりとした対応ができますように、財務基盤を充実しながら実行していくといったことを、この廃炉の関係では書いてはどうかということでございます。

それから、9ページ目、(2)は損害賠償の関係でございます。一番最初に書いてございますように、幾つかの指針が出ているということで、ある程度の部分については見積りに着手することが可能な条件が調ってきているということでございます。それから、今後についても経済被害の終期等々について今議論がなされておりますが、賠償総額全体についても時を追って明らかになっていくのではないかと。

委員会報告では4.5兆円という推計をしているわけですが、作業としては、当時の考え方を踏まえつつ、これまでの半年強の賠償の実績、実態なども踏まえながら、この4.5兆というのはどうなのかというのは、この数字については精査をしているところでございます。いずれにしましても、特に除染などを中心に、あるいは、財物の賠償のあり方を含めて、今議論がいろいろと出ております。

・最後のところに書いてございますように、特に除染については、委員会報告の4.5兆円というものは、財物価値の全損を含めて試算したという格好になっておりますけれども、今後、除染なども含めて賠償請求が行われる場合には、いわゆる全損を超えるような賠償ということになる可能性もないとは言えないような状況でございますので、そういった点についてこの計画で何らかのメンションをこういった形であるかどうかといった点も論点になろうかと思っております。

9 ページ目は以上でございます。

それから、10ページ目以降が電気事業、いわゆる本業のほうの話でございます。（2）以降、経営の合理化のための方策について、これは先日のパワーポイントを文章に落としているということでございますので、詳しいご説明は省かせていただきますが、10ページ目、11ページ目、なるべく立体的に取組がわかるように、第Ⅰフェーズ、第Ⅱフェーズという形で書かせていただいております。

それから、12ページ目が設備投資の見直し、13ページ目が資産の売却でございます。

以上がコスト削減関係でございます。

14ページ目以降が、前々回ご議論いただきました電気事業そのものの改革、今後の方向性についての部分でございます。大きく3つ、1つは燃料あるいは火力電源の効率化に向けてどんなことをしていったらいいのかということが、14ページ目から、「アライアンス」という言葉はご議論あるかと思っておりますけれども、14ページ目、15ページ目に火力電源について、それから、15ページ目下半分からは、燃料調達に関してのオペレーションを含めた今後取り組むべき課題について書かせていただいております。

それから、16ページ目の下半分から、送配電ネットワーク部門の中立化ということで、情報開示、透明性を図っていくといったような観点が、16ページ目の下からございます。

17ページ目、流通設備、特にゲートのところは、原発がこういう状況になっておりますので、かなり状況が変わってきているという中で、このあたりもきちっと検証していく必要があるのではないかと。あるいは、配電のところのスマートメーターの話もこのあたりで書かせていただいております。3番目として、小売供給の事業展開ということで、様々なメニュー、インセンティブを提供することによって、ピーク需要の抑制を図るといったことをここで書かせていただいております。

18ページ目以降が意識改革についてでございます。意識改革ないしはそれを実行するためのガバナンス、組織改革についての部分でございますが、真ん中あたりの①にございますように、

ガバナンス改革として、委員会設置会社とすることによって、全体戦略をつくる監督機能の取締役レベルのファンクションと、執行役、現場レベルでの業務執行意思決定という複層構造で、うまく外部の知見などを生かしながらガバナンスを効かせていくようなあり方でどうかということでございます。

それから、②が、各部門ごとに課題が相当異なっておりますので、そういうミッションを明確化して、かつ、外部活力を導入しながらカンパニー制というものを、火力・燃料の部分、それから、送配電の部分、小売部門について導入してはどうかということが記載されております。

ただ、一方で部門主義という問題もございますので、19ページ目で少し触れておりますように、全体としての一体感とのバランスをとりながらマネジメントを行っていくといった問題意識をここで書かせていただいております。

それから、③として、19ページ目真ん中あたりでございますけれども、こういったものも最終的にはインセンティブをうまくつけていけないといけないということで、人事制度もこういった意識改革、あるいは、それを実現するための組織改革、それに魂を入れるための人事改革ということで、ここに少し人事についても書かせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、20ページ目。ここは財務基盤の強化ということでございますが、料金改定についての記述をさせていただきます。冒頭はなぜ必要なのかといったようなことを書きながら、3つ目の○にございますように、需要家の皆様に多大なるご負担をいただくということでございますので、徹底した情報開示をする、あるいは、わかりやすいご説明をしていくということ、それから、少しでもご負担を軽減できるようないろいろなメニューなりサービスをしっかりとご提示していくこと、それから、その前提となります経営合理化をしっかりとやっていくといったようなことが、原則として望むべきではないかということを書かせていただいております。

それから、その下のところがございますように、こういった料金改定については、総合計画の認定を受けた後に、東京電力としては速やかに電事法に基づく料金改定の申請をする予定だということでございます。その際に有識者会議の報告についてもきちっと対応しているといったようなことを書かせていただいております。

それから、21ページ目は、説明責任という意味で、計画の中でもある程度、大くくりな費目ごとにどういう増加要因があるのか、あるいは、どういった合理化努力をしてきているのか、あるいは、有識者会合でのご指摘を踏まえてどういう対応をしているのかといったようなこと

を中心に、少し書き込んでどうかと考えております。そういったことを踏まえて、収益構造としてコスト削減努力ををするとしても、なかなか賄いきれない部分については、需要家の皆さんに料金引上げの部分のご負担をお願いするということで、具体的な上げ幅等々についてもここで書くということかなと思っております。

最後に留意点でございますが、2点ございます。先日もお話ししましたように、いずれにしても、料金認可そのものは原価に入るか入らないかのご判断は、電気事業法に基づく経済産業大臣の査定というというプロセスが別途ございますので、この計画に盛り込まれたのはあくまでも申請ベースのもので、査定によって変わり得るものであるということを明記するということ。

それから、2つ目の○にありますように、原発の稼働、起動するかどうかでコスト構造は大きく変わってまいりますので、今回一定の仮定を置いて起動時期を盛り込んでおりますけれども、仮にそこに変動があった場合には、有識者会議でも新しく導入することとされております調整制度の適用を受けて、コスト変化を反映した料金改定を行っていくといったようなことを明示的に書いてはどうかと考えております。

それから、最後のページ、22ページでございますけれども、今お願いしております4月からの自由化料金の引上げについて。この点については、2つ目の○にございますように、今回の料金改定で原価の洗い替えがなされた場合は、それを踏まえて自由化料金の上げ幅についても4月から早急に適用して精算を行うということをきちっと明記してはどうかということでございます。

そのほかの部分はまだ文案を作成中でございますので、本日のところは以上でございます。

○下河辺委員長 では、続いて、賠償と除染関係の現状について……。

○ [REDACTED] 引き続き、総合計画策定にあたって、賠償と除染の進捗と今後の見通しが重要な要素になるので、そのお話をさせていただきたいと思います。その次に、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

まず賠償の現状でございますけれども、先ほど [REDACTED] からお話があったとおり、賠償紛争審査会で「第二次指針追補」を審議中で、見通しとしては16日の審査会で取りまとめが行われるという予定で今議論が行われています。論点は大まかにいって5つあります。

1つ目は避難費用の終期をいつにするかという議論で、こちらについては、避難期間が何カ

月かということはまだわからないのですけれども、避難が終了したものについては賠償を終了していこうという穏当な議論になっておりまして、方向性としては賠償額の拡大を抑止する方向の議論となっております。避難費用は今、向こう1年分見積もっておりますので、それ以上見積もる必要はありやなしやというところで議論すればよろしいかと思います。

2つ目の精神的損害の終期については、考え方を少し変えまして、帰れないところについては特別慰謝料というか、定額の賠償金を払うということになっております。したがって、こちらでも、避難期間が何カ月かはわからないのですけれども、少なくとも帰れないと判断されるところについては確定するということになります。イメージとしては、注の1にありますとおり、例えば10万円×5年間帰れないというふうに考えると600万円ということで、人口が3万人なら1,800億円で打ち止めということ。3万人かどうかは対象区域次第なのですから、こういうイメージ感を持っていただければよろしいかと思います。

3つ目は営業損害と就労不能損害の終期です。こちらについては、残念ながら審査会の議論はまだ難航しておりまして、相対交渉で決めたらどうかという感じの議論になっております。額としてはそんなに大きくないのですけれども、見積りは極めて難しいということで、全体に対するインパクトは大きくないのですが、見積りが難しいというようなお話であります。

4つ目は財物賠償でございまして、こちらについては、帰還困難区域については「全損」にするということで異論がありません。規模感としては2,500億円ぐらいのオーダーになろうかと思います。一方で、居住制限区域などについてどう財物賠償を認定していくかということが問題になるのですが、当初は原価率を一定で定めて、例えば50%というふうに定めて、それを賠償させようという議論があったのですが、議論の進捗を横で見るとちょっと難しいのではないかという議論があつて、これはまだ定まった方向性が見当たりません。

不動産以外については順次賠償が始まっておりますので、問題は居住制限区域などにおける不動産の賠償をどう考えていくかということで、これはまだ議論としては開かれた感じになっていると。

5が自主的避難の終期でございまして、これはもともと議論はなかったのですけれども、突如、能見座長がこれにスティックしておりまして、継続するかしないかということはかなり激しい議論になっているということで、これは賠償の見積りを困難にする方向の議論になっております。

引き続き、除染の現状でございまして、(1)にあるとおり、環境省は除染ロードマップを公表しておりまして、避難区域ごとに除染方針を示しております。一言で言いますと、

平成24年度と平成25年度に集中的に除染を行って、解除準備区域については帰れるようにしていこうと。居住制限区域についてはできるだけ線量を下げていこうということでございます。帰還困難区域についてはやりません。

ただ、本当にこれが行われると大変な額の求償がくるということなのですが、現実には中間貯蔵サイトの選定が、先週月曜の報道でもありましたとおり、全然進んでおりません。中間貯蔵サイトがないと、各市町村に置かれる仮置場に置いたものの出口がないということで、そうすると仮置場もできないということになっています。この結果、環境省は野心的なロードマップを公表しているのですが、市町村との間での具体的な賠償計画の議論はほとんど進んでおりませんで、事業はこのロードマップのとおりにならない可能性が高いということでもあります。

(3) ですが、予算上は一兆数千億円の予算を計上しているのですが、実際にこれが求償されるかということについてはよくわからないと。それから、特措法以外の「自主的除染」の費用も東京電力に対して賠償請求される可能性がある。それから、帰還困難区域は全損賠償するわけですが、全損賠償した後まだ除染することだと、もともと要賠償額を検討する際には財物価値を超えた賠償はしないという前提で計算していたものですから、これと違ってしまうということで、全損財物について除染を本当にするのかということについてはまだ具体的なイメージがないということでございます。

いずれにせよ、環境省から東電に対しては、この要賠償額を勝手に見通しをつけられると政治的に必置が起きるので、見通しはしないでくれと言われておりまして、当面はこの問題については要賠償額としては見積もる必要はありませんが、長期的には財物価値の範囲でおさまるかどうかにについてはよくわからないというところがあって、この除染事業の進捗をしばらく見極めていく必要があるのではないかという話でございます。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、報告いただいた内容についてご質問、ご意見をいただきたいと思います。どこからでも結構ですが、報告の関係もありますので、とりあえず賠償、廃炉、除染関係から始めますかね。先ほど[]からも廃炉の関係で、政府でなければできないコストの分と、民間、東電とを明確に切り分けるべきであるというご意見もございましたが。

○[] 特に燃料デブリのところなのですが、この資料の2ページ目の真ん中あたりにあると思いますけれども、中間貯蔵、安定保管とあって、搬出／処理・処分と書いてあるのです

けれども、具体的にどこに貯蔵するという前提で考えているのかということですね。非常に線量の低い例えば岩手県とか、そういうところのデブリの処理についてもほかに受入れ先がないという現状の中で、まさに燃料デブリをサイトの外に持ち出せるのかということについては、私は甚だ疑問だと思っています。

例えば収納缶というかキャスクも、今は従来どおりメタルキャスクという前提だと思いますが、米国などでやっているコンクリートのものに比べると非常にコストも高いと。コンクリートキャスクはまだ国内で認められてないことになっていますので、それを具体的に誰が決めるのかということになると、経済産業省なのか、あるいは、新しくできる原子力安全庁とか規制庁なのか、そこははっきりしませんけれども、そこを決めずにこのロードマップだけで、具体的な取出し工法というところを仮置きしていても随分コストにぶれが出るだろうと思います。

このホールドポイントで、もちろんここで判断する場合、細かい数字がわからないということは基本的にはないと思いますので、例えば燃料デブリの取出し工法とか、実際溶融しているものをどうやって分解するのかというやり方とかいうのは、技術的に幾つかのオプションの中で決める話だろうと思っていますので、安全性を損なわない限りにおいては極力コストを抑えるという前提でやってもらったほうがいいのだろうと思うのです。

そういう意味で、特に政府が間延びしないで決めていけるものについてはどんどん決めていってもらおうという前提でないと、例えば10年後まで全く決まらないということだと、東電側としてもやれないでしょうし、また余計なエクスキューズを与えてしまうことになりかねないのではないかという気がしますので、少なくともどこに貯蔵するのかという基本的なところは決めておかないといけないのではないかなという気がします。

特にずっと放置していくというのは、構造物として、海水も入っていますし、腐食も進むでしょうし、いろいろ弱くなっているものなので、また地震が来るとか、台風かもしれませんけれども、そういった二次的な災害に対する脆弱性という意味もあると思うのですね。だから、このロードマップを決めることによって、10年先に先送ればよいというふうにとられないようにしなければならないのではないかなという気が廃炉のところではいたします。

ですから、先ほどの損害賠償の要賠償額の議論も、非常に狭いたこつぽみみたいな議論だけやっても、トータルのコスト、結局払わなければいけないのは国か東電しかないので、その点についても、ここで言ってもしょうがないのですけれども、全体像を見ずに細かいところだけ議論されても困るので、基本的には大まかなところは決めてもらうように、機構、東電としても言うべきだろうと思うのですね、そういったところについてはという気がいたします。

この部分については以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

、この関係でご意見いただけますか。

○ まだはっきりしていないのは、今、 もおっしゃいましたが、廃炉あるいは汚染水の処理に伴って出てくる廃棄物をどういうふうな固化体にして、最終的にどこに処分するのかというのが決まっています。

もっと重要なことは、燃料が溶融して炉心内の燃料被覆管と合金みたいなやつをつくった、それを燃料デブリと呼んでいるのですが、それが圧力容器とか格納容器の下まで落ちていると。それを取り出して、とそういった観点がないのですけれども、どこにあるかを見て、遠隔で切ったりはつったりして取り出すのですが、それを最終的にどこに持って行ってどうするのか決まっていないのです。アメリカでは、前の時に話したかわかりませんが、TMIから陸路を何千キロと列車で運んでアイダホ州の研究所まで持っていったのですが、日本では原子力関係の研究機関は茨城県しかなくて、そこに持っていけるかどうかいろいろな問題があってわからない。そうすると、本当にどこに持っていくかわからない。

それから、燃料デブリになると、使用済燃料と違って、実際問題、再処理は不可能に近いのです。これをどこかに持って行って、長期貯蔵するのか、あるいは、海外まで持っていくことを考えるのか。海外といっても核セキュリティの問題で難しいとすれば、国内のどこかに長期貯蔵するしかない。そこがどういうふうにするのかまだ決まっていないということもあって、この中長期ロードマップのときにはそこはあまり書いてないのです。

でも、いつまでも決まらないのはいけないから、ある時点で国のほうでしっかり議論していただいて、ある程度方向性を持っていかないと、というのがほかになるかわからない。多分、今の状態で一方的にここをはっきりしてくださいと言っても東電もできないと思うのです。もっと高いレベルでの政治的な判断がないとこれは決定できないのかなと思います。

廃棄物のほうは、現在のサイト外の中間貯蔵施設、あるいは、最終処分場についても少しずつ議論していくと思うので、あの辺が片づいたときに少し見通しをもって廃炉に伴う廃棄物の議論も出てくると思うのです。これはやらないわけにいかないから出てくると思いますが、しつこいですが、燃料デブリについては高度な政治的判断がないと決まらない話だと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

素人が考えてもそういうことだと思うのですが、何か特にございますか。

○■■■■のおっしゃることをベースにしながら、どこまで書けるかというのは努力はいたしますが、あまり軽々な数字を書くわけにはいかないという現実をきょうご理解いただいて、その上で書きぶりはまたご相談したいと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

そのところはよろしいですか。

○■■■■ ですから、難しいのですけれども、国と東電の責任分担の問題で、今、高度な政治判断とおっしゃった点は東電ができる判断を超えているということなので。その部分については、逆に言うと東電ができるところは東電で判断してもらって、できるだけコストを抑制する方向でやってもらうということだし、それ以外の高度な政治的判断のところは、むしろそこに限って、余計な細かいところに首を突っこまずに、そこに限って政治判断をしてくださいということだと思うのですね、基本的には。

そこをせずに一体誰が判断したのかわからないような状況で、両者でつくっているロードマップのわかりにくさはそこにあると僕は思っているの。ホールドポイントと言っている部分の中で、特に絶対にクリティカルな政治判断をしなければならない部分はどこなのかということとをあらわすべきだということを申し上げているのです。でないと、それを上場会社であり続ける前提の会社にずっと負わせているというのはあり得ないと思うのです。

○下河辺委員長 はい、わかりました。

事務方を含めてよく検討していきたいと思います。

この点について、■■■■は何かご意見ございますか。

○■■■■ 意見というよりも、金属キャスクかコンクリートキャスクかというような話は、今、サイクルの話をそれこそ■■■■が中心になってやっておられて、それはその委員会の問題と共通の問題です。こ機構で新たに金属キャスクかコンクリートキャスクか等という問題を建てるよりも、むしろ別の委員会で議論していただき、そこで明確に出てきた結果を参考にすれば、自然に同じやり方になるというやり方の方がよほど自然だと思います。■■■■に頑張ってください、東電のためのこれという形ではなくて、サイクル全体として判断していただくことよう■■■■に指導していただくというのが一番自然だと思います。

○下河辺委員長 今の■■■■のご発言について、■■■■特に何かございますでしょうか。

○■■■■ 骨子案の8ページをどう書くかというので、ここまで細かく項目に分けなくてもいいのかなとも思うのですけれども、逆にある程度のことは書いておかないといつまでも決まらない。いつごろにわかるかということは大事なわけけれども、保管方法とか収納缶とかあま

り中身に突っ込まない形で大事な点を書けばいいのだと思うのです。収納缶費用とか言っているけれども、一気に細かい話になってきますから、もうちょっと違う形で、やや抽象的なことになるかわからないので、そんなふうに書いていったらいいかなと思います。また相談させていただきます。

○下河辺委員長 わかりました。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかの点について、次は料金でもいきますかね。

○ 今の議論ではないのですが、3点ございます。まず1点目ですが、「デブリ」という言葉が使われていますが、一般の方にはわかりにくいのではないかと思います。注記のようなものが必要なのではないでしょうか。

2点目は、9ページ目の要賠償額の見通しについてです。第三者委員会のときに4兆5,000億円と算出し、今回再試算ということになっていますが、現実問題として今回の試算は前回と比べて、そんなに精緻なものになるのだろうかという感じがしております。第三者委員の試算は9月末に出したばかりで、まだ6カ月ぐらいしか経過していません。この金額は倍になるといったような大きな変化であれば、出すべきと思いますが、数千億円規模の差であれば、それにここで細かくこだわる必要があるのかなと思った次第です。

3点目は、先ほど のほうから賠償の話を伺いました。前にも申し上げたと思うのですが、賠償額についての決め方についてです。本日のニュース報道で、東電さんが自主的避難をしていらっしゃる方々に対する賠償に関して、40万円としていたところを妊婦さんと子どもに対しては東電自身が60万円にしたと、流れていました。原子力損害賠償紛争審査会がまず賠償額を決め、そこが決めてない部分やグレーな部分を東電さんがお決めになる、これは理屈が通ります。しかし、指針で金額がはっきり決まっているにもかかわらず、東電さんがご自身で金額を増額されとなりますと、紛争審査会の指針は何なのだと一般の方々が思うってしまう可能性もありますので、そこは是非整理していただきたいと思います。また正しい整理を報道してもらうようにした方がよいと思います。

以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

最後の3点目のことについてわかりやすくご説明いただけますか。

○ 指針では8万、40万という単価が決められているのですけれども、これは自主的避難と言いつつも避難しなかった人にも賠償金が払われるという構造になっています。それは福島県内の公平性というか平等の観点からそのようなことにしているわけです。その結

果、実際に避難した人については足が出るという問題があって、当初からこの額をどう処理するかということが問題になっていました。今もなっています。

そこで、方向性としては、実際に賠償した人についてはその賠償の実費を補てんしてあげるべきだというふうになっていて、それは理論的にはそうなのですけれども、それを150万人に対してやっていたら絶対人が足りないという問題があります。そこで、東京電力と、あるいは、関係者間で議論した結果、実際に避難した女性・子どもについては20万円上乘せするというところで、ほぼ実際に避難した人の足が出ない構造になるのではないかという結論に至りました。そのことによって、実際に避難した人が東電に「実費ください」と言ってくる可能性がかなり減って、紛争の処理コストは大幅に下がるのではないかというような考え方があります。

要賠償額には確かにこの20万円の増加分についてはまだ見積もっていないので、今度改定する場合にはこれを計上することがありますけれども、トータルとして完全に開かれたままで実費を精算しますというふうにしてしまうと、要賠償額はいつまでたっても見積もれなくなってしまうので、定額にして確定してしまおうということで、考え方としては見積りを可能にして、予想しない出費を防ぐという方向での議論だということでございます。

○ 今のご説明で中身はよくわかりました。実費の話がずっと出ていたし、定額にして解決しなければいけないということですね。そうした考え方に問題があるとは申しておりません。問題は、報道において、東電が40万円を60万円にしたとされている点です。紛争審査会が、40万円プラス実費相当分20万円の計60万円ということをお決めになったというのであれば、紛争審査会の決めたことが非常に重く見えますけれども、本日のような報道ですと東電が勝手に金額を出しているかのように聞こえます。要するに、国民の目もいろいろあると思いますので、このあたりは少し気をつけて丁寧にお願い申し上げます。

○下河辺委員長 円滑化に出ておられるのほうから何かございますか。

○ 今、が言われたとおりです。

○下河辺委員長 考え方と裏の事情はそういうことでわかるのだけれども……。

○ 伝わり方が。今、委員がおっしゃったご趣旨はよくわかります。

○下河辺委員長 よろしいですか。

○ はい。

○下河辺委員長 わかりました。では、そういうことで。

それでは、次は、料金関係について何かご質問、ご意見がおありであれば。

○ 収支計画、資金繰りとの関係で申し上げるのですが、料金のところというのはまだ見えていないわけですね。原発の稼働というのは、一応ここでは稼働しないということで見るとだと思います、初年度は。ということで見ると思うのですが、コスト削減については、今、皆さんが詰めていただいたこの数字でほぼ固めていいのだろうと思うのですが、料金のところがどうなるか見えないという前提で、総合特別事業計画の中の収支計画をどう組んでいくのか、そこがちょっと心配と言いますか、どうでしょうか。事務局である程度お考えがあればお聞かせいただきたいということです。

○下河辺委員長 はい、どうぞ。

○ 収支計画の前提となる料金については、この3月末に認定するやつはある程度きちんとした数字を入れるということだと思います。その直後に恐らく料金申請が出て、その後、大臣の査定のプロセスがあるわけですが、査定のプロセスによっては変わることもあるかもしれないということは注書きできちっと書くということです。

○ 変わることはないとは勝手に予測しているのですけれどもね。まあ、そういうことです。

○下河辺委員長 それでは、料金関係で。はい、

○ 最終的に出すときには燃料費がこのぐらい増えてとか、今までと比べてこれだけ増えてと、既に説明があったような全体の額は出てくると思うのですが、その配布がどうなるのかという話も、もし可能なら説明をどこかのタイミングでお願いします。

もう少し具体的に言うと、kW/hベースで、燃料は特にそうだと思うのですが、それはマニピレーションの余地が全くないので、極めてわかりやすくて見るまでもないということなのですが、そうでない立て方をするものに関してはどういう形で立てるのか。特に今までの考え方だと必ずしも出てこないような項目が入っていますので、これがどうなるのかというのを説明いただけるとすごく助かります。

ただ、そんなテクニカルなことをここでやるのかとか、とても時間的に間に合いませんということならあきらめますが。そうすると、後の段階で私は別の立場で聞かなければいけないって

しまって、そこで妙だと言いたくないものですから、できれば先に聞かせていただけると助かります。お願いします。もちろん今していただかなくても……。

○ 今答える能力はないので、すみません。わかりました。恐らく東京電力の担当の方ということだと思いますけれども、こういう場というよりは、個別のセッションなり、あるいは、個別にご相談させていただきながらご説明させていただければと思います。

○ 恐らく もご関心があるのではないかと思います。

○ 同じですね。個別でいいのではないですか。

○ ああ、そうですか、わかりました。では、個別で。

○ 下河辺委員長 では、ご準備いただいて、ご説明をお願いします。

料金関係でお聞きしていましたけれども、お尋ねの中には、収支計画ということでA3の長い表をお配りしてございますので、金融機関関係を別にして、この収支計画のあれについてだけ のほうからご説明いただいたほうがいいかもしれませんね。

○ 資料4となっております。字が細かくて恐縮でございますけれども、ポイントだけ、数字のご説明、あとは直近の金融機関との状況についてご説明を幾つかさせていただきます。

まず、3表のサマリーでございますけれども、金融機関の話とも絡みますが、前提として、正常先を維持しますということでやっております。この表で言いますと、2014年3月期で、一番左側に行数を書いてありまして、44行目のところに経常利益の欄がありますが、要は2014年3月期で黒字化をしていくということを目指して前提を組んでいきますということですとやってきております。これは以前のご説明のとおりでございます。今の前提でいうとここで916億円という黒字を確保する形での数字をつくっております。

細かいことになりますけれども、黒字化すると特別負担金というものが発生してくると想定しております。これは運営委員会においてその期その期で収支を見ながらご決定いただくことになってまいります。この段階では税引前当期利益を自然体で出していまして、その半額を特別負担金の納付という形でつくっております。

それから、コストカットにつきましては、前回の合理化のところでご説明した内容をこの中に入れ込んでおります。緊急計画からの上積みベースでございます。

それから、その後の動きとして資産処分の前倒し。例えば、不動産でいうと目標1,500億を24年度までで8割を実行すると、一部、本部の売却等も含めてやるといった前倒し分を織り込んだ数字となっております。

あと、一般負担金も議論になるところですが、他電力さん等との調整をしている数字、具体的には年1,630億円。今期についてはその半分の815億円で、東電の負担分が約283億円、今期はこれを入れ込んだ数字となっておりまして、来期以降は、基本的に一般負担金も每期、運営委員会で決定していくということになります。全体で1,630、東電は、倍になりますので、560強ですね、こういった数字を入れ込んだ数字としております。

金融系の話で申し上げますと、ニューマネーは2013年3月期に機構出資の1兆円、あるいは、タームローンの2,000億、復元と言われている分で1,700億、2期目にはタームローンを3,000億追加して5,000億といった形の数字を織り込んでおります。自己資本比率というのが2行目に書いてございますけれども、2013年3月期で機構が出資を1兆やることによって10%台を回復していくと。その後、ここは内部留保でどれだけ積めるかというところにも絡むのですけれども、先ほどのフォーマット、つまり特別負担金等の前提で一たんこうやっておいて形をつくっていくと、2017年3月期に私どもで一たん社債に復帰するというストーリーを描いておりますけれども、ここで15とか16といった数字まで復活することができるという絵になっております。

ポイントは以上でございます。

それから、金融機関の状況でございますけれども、きょうこの運営委員会でこちらの数字をごらんいただいて、現時点における最終版として、きょうの夕方以降、ニューマネーを要請している金融機関に対して説明をしていくという形になります。こちらは主要行を中心としまして政投銀、あとはメガバンクの3行、それから信託4社、生命保険会社も残高の多い4社、全部で12先を想定しておりますけれども、こちらに説明をまいります。

彼らには、この数字だけでいろいろ判断していけとか本文はないのかとか、いろいろ言われながらやっているのですけれども、この計画リストを見ていただいてご判断いただけないかという無茶ぶりをしております。3月7日に、現段階のこの計画については理解をして、今後、細部に向けて調整をしていくというところをしかるべき、これは取締役会とか役員会とか、各行によってレベルは違いますけれども、そこでご議論いただいた結果として、今後、細部を引き続き詰めて計画の実現に向けて一緒にやっていきたいと思いますという回答を得る予定になっております。

こういったニューマネー先、あるいは、復元ということで、前期に落ちた分の融資をまた復活してもらう先に個別にすべてあたっておりますけれども、全体の感触としましては、最初はもちろんやるやらないというところでぶつかるわけですが、いずれにしてもテーブルに

はついてもらっている状況でございまして、どちらかというと直近の議論は融資の条件、先ほど担保の話も出てまいりましたけれども、担保についてどう考えるのかとか、あるいは、金利、コベナンツ、コベナンツというのは財務制限条項等を含んだ融資するにあたっての条件とか、融資した後のいろいろなお約束事、こういったことを細かく議論するようなフェーズに移ってきております。そういった意味でも一応やっていただく方向で考えていただいているということが言えるかと思います。

今後の日程というスケジュール感で考えますと、計画を認定いただいて後、出資ということになりますと、東電の株主総会で授權枠の拡大とか入れる出資の内容といったところを、最終的にはそこで決定するということになりますが、授權それが大体6月下旬ということになります。その準備と、多数の株主に対して議案を印刷して発送してといったことも考えますと、遅くとも5月末までに融資の契約も先ほど申し上げた細部を含めて調印のところで持つていく必要があると。理想的には5月の連休明けぐらいにはほぼセットされているような状況まで持つていけるというのが必要だと我々事務方としては考えています。そこで、融資が出る前提として、機構も出資をしますし、機構が出資をすれば、その後にニューマネーも出てくると。同時か速やかにその後に出てくるといった形で、両方セットで夏場にかけて実行していくという形をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

○[] 一点だけ。先ほど[]からもご指摘ありました料金の盛り込みでございましてけれども、先日ご説明を差し上げましたあの数字のベースで、料金の自由の部分と規制の部分の上げ幅を入れた形で、この紙は外へ出てしまいますので、上げ幅は書いてございませませんが、盛り込んだ形で試算をしております。上げ幅自体は、先日申し上げましたように、数字自体はあれでございましてけれども、今までお話しているような17%と10%というものとそう変わらない数字で盛り込ませていただくような格好になっております。

それから、2点目は、これも明示的に出ておりませんが、今回、有識者会議の指摘を踏まえて3年原価ということで料金改定をしております。それが2013年3月期から2015年3月期でございまして。その後、これは原発の稼働状況にもよるのだと思いますが、今の計画どおりに原発が稼働すれば、恐らく次の3年のスタート時点では原価構造は相当変わっているという状況になると思われますので、この計画上は、有識者会議でも指摘されておりますように、事後的なチェックも入るということでございましてから、16年3月期から次の3年間というのは、

原発が動いた場合を仮定した場合の料金の水準ということで売上のところを置いていると。具体的には今の料金水準に戻るといような格好の仮置きで試算しております。

それと同じようなことが、次の3度目の3年周期、7年目以降でも同じような考え方で、今の水準からするとマイナス5%程度の料金水準ということで数値を置いて、より保守的かつ現実的な収支計画ということで仮置きをさせていただいておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

○下河辺委員長 はい、どうぞ。

○ 今のご説明に全く異論ないのですが、今、世の中で料金の値上げについて非常に騒いでいるわけですね。この特別事業計画である仮定の数値を織り込んでいるわけですが、特別事業計画の中でどういう値上げを織り込んだかというのは相当丁寧な説明をしないと。単純にこうやりましたというと、これだけで新聞が大変喜ぶということになるので、ここはお互いに注意してやりたいなと思います。

○ その点は、最初の一枚紙で申し上げましたように、今回はある種料金改定の前哨戦になってしまうという認識で資料をつくっております。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

料金問題を含めてその他、どの点についてでも。はい、どうぞ

○ ご説明ありがとうございました。2点ございます。今の からのご説明ですと、金融機関の契約が5月末までということですよ。先ほど にご説明いただいたときに、3月末に契約が切れてしまうものがあって、少し遅れるとつなぎ融資が必要になるというお話だったのですが、今伺っている限り、もちろん、スケジュールはずれないに越したことはないのですが、多少ずれたとしても、株主総会の議案がちゃんとまとまるタイミングまでに全部調べば、何とか大変なことは起こらないというように聞こえたのですが、それでいいですかという質問が1点目です。

2つ目が、新聞報道では、一部金融機関は担保付きの社債で引き受けるとされていましたが、今までのご説明にはそうしたものはありませんでしたし、本日のご説明にもなかったわけですが、そこは違いますねということの確認です。

○下河辺委員長 どうぞ、

○ まず1点目の話でございますけれども、我々としては何とか3月末に決めていくところまで持っていきたいと引き続き思っておりますし、銀行にもそういうふうに説明しております。他方、政治というのはまたそれと違うレベルのいろいろな日程があるのも認識

しておりまして、2つイベントがあると思っています。運営委員会でご決定をいただくというベースと、それが大臣に認定で最後に判こが押されるというベースがあると思うのですけれども、前者のところについては何とか3月末を目指していただくのが非常にありがたいというか。

プラス、[]にはいつも申し上げているのですけれども、後者についてもなるべく4月であれば早いところでやっていく、ないし、3月を認定まで無理だというのがわかった段階で、先ほど[]のご説明にもありましたとおり、3月にロールオーバーを迎える短期が千数百億ありますと、その人たちにもう1カ月待っていてくれという形でお願いせざるを得ないということになります。本当はその人たちは3月末で自分の期日を迎える段階では認定が出ていることをベースにやってきているのですけれども、実際出ていないと。

ただ、運営委員会の議決はクリアしている、これはほぼ確度は高まっているというところまでは見せたくて。プラス、ロールオーバーをしていただくにも、4月の割と早い段階には認定が得られる見込みというところまで言えれば、1カ月ロールして、4月末でエンドを持っておいってくださいとか、あるいは、5月末まで2カ月持つておいってくださいということが言えるのが、事務方としては一番ありがたいなと思っています。

それから、先ほどの社債ですけれども、ここはずっと継続中で、おっしゃるとおり、先ほどポイントの中に資料に出てきました特別担保という話があったかと思いますが、東電の持っている例えばビルとか不動産、発電所みたいなところに担保をつけたいという希望は当初はあったのですね。売上債権を流動化して担保つけたいというような話まで含めてありましたけれども、この会社の特別なところは、一般の方が持っているような社債に一般担保がついていますと。

ですので、その方たちに特定担保を設定することが不利益な事項にあたるので、場合によっては失権してしまいますよという話ですので、そこは社債管理会社であるSMBCがなかなか難しいですというご説明を、どちらかというとSMBCのほうにやってもらって、一たんは引っ込んでいて。ですけれども、一般担保ということならありますよという話が引き続きあって。というのは、ご案内のとおり社債が発行できていけませんので、今期数千億、来期も7,000億とかボンボン社債が落ちていく中で、その範囲内であれば一般担保付きの社債、つまり私募債みたいな形、このタイミングで公募は難しいので、私募債のような形でニューマネーをつくることはできないですかねというような協議を連日受けていて、我々のほうは西村あさひの意見も聞きながら検討はしていますが、まだ決定をしているということではないのですが。その辺を落としどころとするということも考え得るかもしれませんというあたりは申し上げられると

思います。

○ [] 頑張ってください。

○ [] ありがとうございます。

○ 下河辺委員長 今の関係、[] はよろしいですか。

○ [] タイミングの話だけ一言申し上げると、先ほどちょっとご説明したのは、遅らせるという趣旨ではなくて、政治日程の関係で3月末に認定というのはもしかしたらずれ込むかもしれないので、リスクヘッジはしておきますという話です。

それから、閣僚も含めて議案までということではなく、4月2週間以上ずれ込むと、社債の格付けの話にもかかわってくるかもしれません。格付けにかかわってくると大事になるので、とにかく認定自体は若干遅れたとしても、運営委員会の議決は3月中がマストですということで、そこはきつく申し上げております。

○ 下河辺委員長 では、そのスケジュール感はそういうことで改めて確認をしたいと思います。

それでは、[]

○ [] 先ほど申し上げたアライアンスのところ、14ページ以降の事業改革のところです。まず一つ確認しておきたいのは、今までのビジネスモデルを変えて、一番最初のところに「電気事業を巡る環境は激変した」と書いてあって、財務面での制約が今後長期的に大きいので、例えば更新的な投資とか、本来やらなければならないようなリプレースといったような、より燃料効率の高いところに対するリプレースができないという制約要因のことで、「アライアンス」という言葉が出ているのだと思いますけれども、一つ確認しておくべきは、原発の再稼働という話が、今後、例えば柏崎刈羽とかが再稼働していったとしても、この流れは不可逆的というか、変わらないという点の一つ入れておかないといけないと思うのですね。原発が元に戻ったらまた元に戻るということではないというのは一つ入れておくべきだろうというのが一点です。

それから、2点目は「アライアンス」という言葉の使い方なのですが、例えば、他社電源を使ってより効率の高いものに変えていくという意味で、15ページに書いてある例えば高経年化の火力発電所というのは、例えば売却するというのを「アライアンス」という言葉で包含するのはちょっと無理かなと思っていて、ここは書き分けたほうがいいのではないかと。

「アライアンス等」というふうにして、売却するものについては「アライアンス」と言えないのではないかと。

それからもう一つは、例えばLNGを安く調達するために、既存の枠組みを越えてやる場合、

これはまさにアライアンスだと思うのです。燃料調達の安定化といているところですね。これはそういうことでいいと思うのですが、書き方を、全体的に包含した「アライアンス」という言葉を使っているケースと、そうではなくて、これまでと違って、ベースとかパイプラインを共同で運用するとかいうのは、まさに「アライアンス」という言葉がぴったりする考え方だと思うのですけれども、他社電源の活用とアライアンスというのは分けたほうがいいかなという気がしています。

それから、ここは書くかどうかは別にして、自前主義との関係で言うと、例えばベースとしての石炭は、前から議論されているように環境省がなかなか認めないというがあるので、東電は従来からIGCCというのをやってきていると。ただ、これは非常にコストが高いため、これにスティックするとそこに余分なリソースを回さざるを得ないということなので、ベースは、14ページの下のほうに「石炭火力の増強を図るとともに」と書いてあるのですが、これはちょっと違和感があります。

確かにこの場合、石炭しかベースはないのですが、具体的にいうと今あるサイトで、例えばJパワーの超々臨界ですか、USC、これはむしろ彼らにとってみれば虎の子の技術だし、東電に渡すというのはいずれあり得ないとは思っています。それであれば、むしろJパワーに立ってもらふということもあり得るし、それはむしろ他社電源の活用のほうになってくると思うのです。それから、LNGもコンバインドサイクル化するかとかいう議論は、これはまさにアライアンスの話として、むしろほかの人に設備投資をやってもらうということだと思います。

それから、もう少し中長期的な課題として書いてある非在来型とかいう議論がここに出ているのですけれども、実際的にはシェールガスとか、コールベッドメタンということだと思うのですけれども、シェールガスというのは、これも「釈迦に説法」ですけれども、アメリカを前提にすると輸出を確保するのは現実的にはなかなか難しい話だし、それを本当にファイナンスベースで、ファイナンス処理をバイアブルなものにするためにはアメリカとFTAを結ばないといけないということになるのだと思うのです。

FTAを結ばないといつでもライセンスが取り消される可能性が出てくるので、これは相当リスクが高くて、今はなかなか手が出せない話でもあるので、この非在来型というのを書きすぎるとやや現実感を欠くのかなと。どこかで1カ所ぐらい出てくるのはいいのですけれども、何カ所か出てくるので。特に16ページのウ)の「非在来型を含む調達ソースの多様化」、このぐらいだったらいいのかもしれませんが、その次に、「原油価格によらない価格決定方式の導入」と、これはまさに非在来型ガスがあればこれができるということでもないのです。つ

まり、アメリカ側のヘンリーハブ方式になるとはとても思えないということです、これはまた別の問題だと思うのです。

それから、「燃料調達の連携・集約化等の母胎」と書いてあるのですけれども、これもすごく違和感がある。東電がこの母胎になるのかというのもすごく違和感があるので、これも書き方を、駆けぐらいになるのはいいのかもしれませんが、東電のものが母胎になるというのはちょっとあり得ないなと思っています。

それから、実際お金がない中で、キャッシュがない中でどうやっていくのかと、流のところに入っていくと。出したものを上流に投資することに対する見返りが従来あまり大きくなかったわけですね。ということなので、「バイイングパワーを最大化」というのも、今となっては非常にむなしく聞こえてしまうのです。金がない東電がさらに上流に参加して、バイイングパワーを最大化するというのはちょっと難しいと思いますし。

具体的に言うと、今まである既存のアセットをバリエーションとして見て、それをインカインドに出していくみたいな、多分そんなイメージだと思うのですけれども、これもSMB Cはさっきの社債権者との関係で認めないと思うのですね、恐らく。そういうことを言うと、特に長期的にはいいのですけれども、今この部分で東電がやり得ることというのは基本的にないのではないかと、この上流のところはですね。という気がするので、ここはもう少し弱めたほうがいいかなという気がします。

いろいろ雑多なことを申し上げて申しわけないですけれども、エネルギー政策の理想論的なところと、東電の現実とのギャップがあるところはきちっと書いてもらったほうがいいかなという気がします。

○下河辺委員長 貴重なご意見をありがとうございます。

からございますか。

○ 少し書き方を慎重にやりたいと思います。一点だけ、例の石炭火力のところは、確かにこれは東電がやるかのようにも見えるので、そこの誤解は特にやりたいと思っております。ただ、ベース電源がしまっているのも、この手当てをとというのは社としてもあるかなと思うので、そこはそういう形での説明をやらせていただけたらと思います。

○下河辺委員長 はい、どうぞ。

○ 18ページのガバナンス改革のところで、取締役会長、それから、社外取締役のことはかなり踏み込んで書いてあるのですが、社長という言葉が全く出てこないのですね。だからいけないと言っているわけではなくて、これは会長だけ代えて社長はそのまま残るとか、そ

ういうことを暗黙のうちに決めているという意図は含まれていないということを確認させて下さい。

恐らく震災前、中枢にいた現社長が残るというのではいろいろな意味で全く納得感が得られないと思うし、「新しい東電」というメッセージ性からもいろいろな意味で問題があるので、それが当然の前提になっているのなら大変困る、そうではないですよということを確認させてください。もちろん何も言っていただかなくても、当然そうだと受けとめますから。

それから、ここまで強いリーダーシップを発揮してくれるような会長のめどというのは立っているということなのでしょう。答えにくいとは思いますが。

○ 〇 今のご質問というかご意見を受けて、今の時点ではお答えできないのですが、結果を見ていただくか、あるいは、結果に至る寸前にまたご報告をさせていただくことでお許しいただきたいと思います。

○ 下河辺委員長 今お尋ねのあった社長問題については、当然にということを前提にしている話ではないということは言えるわけですよ。言う必要もないと 〇 はおっしゃったけれども……。

○ 〇 人事はすべてフルオープンでございますので、その点は。

○ 下河辺委員長 はい、わかりました。

○ 〇 今に関連しますけれども、同じことなのですが、この総合特別事業計画が順調に実行できる、そんな甘く考えてはいませんが、実行するためには資本政策と組織と人事がポイントだと思っているのです。これについては政治マターのところが非常に大きいので、ここで議論することではないと理解しておりますが、こういう雰囲気、あるいは、この素案に流れている基調を十分踏まえてやっていただけるものと期待していますということです。

それで少し細かい話になりますが、ガバナンスのところでも申し上げます。この組織、人事、ガバナンスとカンパニー制による、18ページの①、②のところはおおむねこれでよろしいと思うし、組織を非常によく理解されている方が書かれているのだと理解しております。全く同意しております。

それから、19ページの〇の2つ目のところですが、「東電は「カンパニー移行プラン」を策定し、燃料・火力は2012年下半期、小売・送配電は2013年6月」ということで分けているわけですね。実務的に考えますと、私の経験で申し上げますと、カンパニー制をつくるときには、組織規定、権限規定、責任規定というのが一緒にきちんできていないとできないので、時期

を分けるというのはテクニカルに難しいという感じがするので、これは一緒にのほうがいいのではないかという感じがします。

同時に人事も絡んできますので、人事もここで一緒にやらなくてはいけないので、一方の人事だけ先行するということはかなり中途半端な人事になってしまう。幹部の人事ですから、これは1つにしたほうがいいなということです。

あと、③の新人事制度の導入というところですが、人事処遇制度に改め、2013年度上半期に導入するということなのですが、人事処遇制度の中に給与も入っているのですね、処遇のところに給与も入っているということですね。そういうふうに理解してよろしいですね。わかりました。

あと、17ページのスマートメーターのところですが、2018年までに1,700万台、これは全部ということですね。こんなにかかるんですか。スマートメーターの重要性を考えると、私はせっかちで企業運営でこんな長い時間をかけてやることがないものだから、5年もかかるのでしょうかね。もっと早くできないでしょうかという提案と言いますか、疑問と言いますか。これは非常に大事なことからできる限り早いほうがいいと理解しております。

以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

○ 今のカンパニー制のタイミングの話ですね。これは全社カンパニー化することになっていますので、全体が同時にしないと仕組みとしては回らないのはおっしゃるとおりです。ただ、全体に合わせようとしますと、まさしく実務上の話で、支店で営業と配電とをどう分けるかといったような問題が結構ございまして。それと、この間の組織議事の時にお話したような本店と支店と支社の間の無駄をどう省くかといったことも同時に一気に片づけようと考えていますので、もし一緒にするなら後ろのほうのタイミングになってしまうのですね。そうするとちょっと遅すぎるのではなかろうかということも考えています、可能ならば比較的分けやすい火力と燃料のところだけでも前倒しできないかという話になっています、今現在は。でも、おっしゃるとおり同時のほうがいいのはそのとおりで。

○ テクニカル的に難しいですよ。

○ そうですね。その点、東電はどんどん後ろにしたいということを言っているのですが、それでは駄目だということで押し返していて、タイミングを早めているというような綱引きを今しているところでございます。

○ ちょっと細かい話だけれども、上手にやらないと中が混乱しますので。

○ [] この辺のタイミングだったら何とか頑張ればというような時期で書いてはいるんですね。それと併せてさっきの新人事制度の導入もリンクしてやっていこうということを考えてはいます。

○ [] 気をつけてやってください。

○ [] スマートメーターについては、本文で書かせていただくときにもう少し丁寧に書かせていただこうと思いますけれども、基本的にはまず5年間で1,700万台を集中等にする。ただ、基本的な考え方としましては、スマートメーターの導入のためだけに公共事業的な事業をするというのも非常にコストがかかりますので、基本的にはいわゆる検定満了を迎えるメーターを更新していくのに合わせて交替をしていくと。今までは電子式でない形のものになっているわけですが、旧来のものをスイッチしていくに合わせて切り換えていくと、こういうのが基本的なアプローチでございます。

その上で、政府の目標で5年間で需要量の8割、そして、2020年までに全戸と、こういう政府目標がありますので、一応それに沿ってやっていくと。ただ、おっしゃるとおり、全体の検定満了の時期も少しぶれていきますので、できるだけ前倒しをしていこうということについては、東電もそのつもりであるということで、表現ぶりについてちょっと工夫をしたいと思います。

○ [] 既存のメーターはもうほとんど償却済みのものが多いでしょう。だから、物としてはもったいないけれども……。

○ [] 今おっしゃった10年の検定満了を経ずにということですね。

○ [] 経なくたってもうやってしまったらいいのではないですか。私ならやりますけどね。

○ [] ちょっとそこは議論してみたいと思いますけれども、基本的にはあまりそこについてのコストをかけないようにして、どうせ変えていかなければいけないところを切り換えていくというのが基本のアプローチではあります。

○ [] 早めるコストとその間に生まれる効果との比較の問題だから、そこを気をつけて、理解していただければ結構です。

○ [] 今のスマートメーターと先ほどのカンパニー制と両方関係するのですが、まずスマートメーターについて言うと、単に節電を促進したり、設備投資を抑制したり、検針コストを下げたりというだけではなくて、これが小売カンパニーの将来のリソースになるのですね。これを使ってチャージする、課金するシステムをここで入れてしまうということは圧倒的に有利になるので、そこはやっぱり東電側にちゃんと認識してもらわなければならない、小売カ

ンパニーのところのビジネスモデルをきちっと書いていく。何がしかのつながり、先ほどのビジネスモデルの部分に少し書き加えていただければいいかなと思います、その点を。それが1つ目です。

2つ目は、先ほどのカンパニー制のところ、これだとかごく普通に見えてしまうので、ぜひ今の電気事業法上の経産大臣による計算規則とか、そういうことに対するコンプライアンスだけやっていけばいいということではなくて、いわゆる原価管理の徹底とか、そういった部分をむしろカンパニーごとにやってもらうことで、次の電気事業法の改正とか、電力改革を今後進めていくにあたっての基本的な準備体制みたいなものになっていくのだろうと思うのですね。今までははっきり言うとどんぶりで行っていたわけで、それを各カンパニーできちっと原価管理を徹底すると。

それから、これは第三者委員会の時にも議論になったのですけれども、託送料の決め方というのもそうで、あれは変えないと、コストを下げれば託送料も下がるということだと、内部留保をするインセンティブはなくなってしまうわけですから。むしろそれを外から「いいとこどりをしているのではないか」と言われないためにも、ちゃんと原価管理をやっていくことで今後の改革に備えるんですという姿勢を見せないといけないのではないかなと。

その2点でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

今の点は何かありますか。

○ 原価管理の話はおっしゃるとおりですし、託送料を含め、形としてはちょっと古いというイメージはあるかもしれませんが、今回ここでやる一番の肝は、おっしゃったような取引を明確にして透明にするということが、結局、制度改革の肝にもつながってくることだと思います。正直申し上げて、今そこをぎらつかせると東電との関係が相当あれてしまうので。ただ、実行段階ではそこが肝だと思っておりますので、そこはきっちりやっこうと思っております。

○ きっちりつくるといふか、ここである程度、書くかどうかは別にして、東電との間でそういう意識については、我々は別に妥協したわけではなくて、そういう姿勢で臨んでいるのですよということを理解してもらわないといけないと思うので、そこはよろしく願います。どう書くかは今おっしゃった見せ方の問題なので、また別の問題かもしれません。

○ カンパニー制の話を東電側と議論し始めた経緯も、まさに がおっしゃるような問題意識から始まっていますから、そこはしっかりやっていきたいと思います。

それから、先ほどのスマートメーターの話は、私自身も詳細を聞きますが、おっしゃるように、小売のビジネスモデルとか付加価値創出そのもののベースですから、早ければ早いほど総合計画の収支の上でも後々効いてくるという認識でやりたいと。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

その他、どんな点でも。はい、どうぞ。

○ [] 先ほどの [] のご発言と少し似ていますが、6ページ目の改革の道筋という項目で、その下に改革実施のスケジュールと威勢よく書いてある一方で、その期間を見ますと、経営改革の体制を整えるのに1年3カ月もかかる計画というのは、いかがでしょうか。外部に発表することを考えますと、少し長すぎるのではないのでしょうか。

ただ、先ほどおっしゃったように取引を正常化するために時間がかかるということも理解できます。とはいっても、世間の常識として1年間でカンパニー制への移行を終えるという形の方が自然だと思います。なぜ6月が完了の時期なのかという背景がよくわかりません。何か理屈があるのであれば、そうした点を丁寧に書く必要があるのではないのでしょうか。そうでないと、東電側の都合に押し切られているかのように見えてしまうのではと懸念しますというのが1点目です。

2点目は書きぶりの話ですが、12ページ目のその他経費の第Ⅱフェーズで研究開発を削減すると書いてありますが、そのなかで、突如、「IGCCに係るテーマの研究を中止」と書いてあります。確かにそれは現時点において事実かもしれないですが、将来的には復活する可能性もあると思います。技術的なイノベーションが起こらないとは限らないですしね。ですので、特に具体的な内容までは踏み込んで書かずに、取捨選択した、というだけでいいのではないのでしょうか。もし具体的に記述したことが、将来の制約条件となってしまうことは避けるべきだと思います。

また、同じような形で、14ページの上のほうで「見極め」とされた9社のうち」と書いてありますが、 []

[]
[]
[]

それから、16ページ目ですが、非常に重要なことが書いてあって、②の送配電ネットワーク部門の中立化とあります。「中立化」というのは、官として書くのでしたらそれでいいと思いますが、東電さんが自分で出すものなので、中立性に対して徹底的に配慮するとか、中立性に

対して説明責任を全うする、など表現の仕方はいろいろとあると思います。今の書きぶりですと、何だか人ごとみたいに見えますので、表現ぶりを少し工夫した方が良いのではと思いました。

とりあえず以上です。

○ 6 ページの、今、の言われたことに関連するのですが、改革のスケジュールのところで言わんとする意図、フェーズが書いてあるのですが、私はこの分け方でいいと、よく整理できていると思っているのですが。理解として、Ⅰの期間中にⅡのことも当然手がけているし、Ⅲのことも一部は手がけているし、Ⅱのフェーズ中にⅢのことももう手がけているということですよね。そういう連続的な中でのわかりやすい整理だと理解しておりますので。それでよろしいですね。

○ 最初にタイミングとカンパニー制の話ですけれども、カンパニー制に合わせてこのタイミングを決めたわけではなくて、どちらかというこのタイミングに合わせてカンパニー制の、彼らは1年以上かけたいと言っていたのを前に出したというような感じです。さっきののあれにもありますけれども、カンパニー制を詰めていくと、結果的には配送電分離のようなものを社内に持ち込んだ動きにならざるを得ないので、そこはさっきおっしゃったようなピン止めには必然的になると思っています。

それから、

それから、中立化は当事者意識が出ていないというようなご指摘ですね。

○ そうです。

○ わかりました。それは別途また考えます。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

という一部上場の会社の具体名が載ること自体についての懸念という趣旨で先ほどお述べになられたように受けましたけれども、それが複数になればいいという問題でもないだろうという気がするので、いかがなものなのですか。

○ 委員長のご指摘のとおりです。

○ [REDACTED]

○ [REDACTED]

○ [REDACTED] ごめんなさい、確認しないと。

○ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○下河辺委員長 はい、わかりました、そういう趣旨だということ。

その他、そろそろ時間になってきておりますけれども、どんな点でも何かございますでしょうか。

よろしいですかね、きょうの骨子案についての意見交換につきましては。それでは、そろそろ時間もまいりましたので、本日の骨子案についての議論、収支計画を含めてでございますけれども、きょうのところはこの程度にいたしたいと思っております。

議事録については、事務局で作成いたしまして、後日、委員の皆様にも確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、内容が内容ですので、プレスのブリーフィング等は予定しておりませんので、ご了解ください。必要が起きた時のプレス対応は、嶋田事務局長と委員長の私のほうで統一的に対応することといたします。

次回の運営委員会は、既にご予定いただいております3月6日の定刻と言いますか、16時から2時間ということで予定をしております。

それから、先ほど総合特別事業計画のポイント、A3のあれで書いてありますとおり、予定しております運営委員会の議決は3月23日ということで、この日程等はまだご案内はしていないけれども……。

○ [REDACTED] すみません、事務的な日程調整はまだしておりません、これからになります。

○下河辺委員長 そうですね。ただし、手帳か何かに余人にはわからない形でちょこちょこメモでもしておいていただけますかね。6日以降も、前にご案内あるとおり週に1回程度のペースで、あと2回ぐらい持たざるを得ないという形になりますかね。なるべく早く前倒して日程調整のほうをお願いいたしたいと思えます。

それでは、特にほかになければ、以上でございます。長時間どうもありがとうございました。

[REDACTED] よろしく

お願いいたします。

午後4時56分 閉会

